

令和4年度 北海道教育大学附属旭川中学校部活動に係る活動方針

令和4年4月8日

1 本活動方針の策定について

本活動方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び同年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域の方針として、平成31年1月に北海道・北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「旭川市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえて、本校の「学校の部活動に係る活動方針」を策定した。

2 部活動の意義・目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

学校教育の一環として行われる部活動では、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験ができるようにする。

3 今年度の部活動

(1) 運動部

- ①野球部 ②サッカー部 ③男子ソフトテニス部 ④女子ソフトテニス部
⑤女子バレーボール部 ⑥女子バドミントン部

(2) 文化部

- ①音楽部 ②美術部

4 休養日等の設定

(1) 休養日について

①学期中

- ・月曜日と水曜日は原則休養日とする。
- ・土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)のいずれか一日は、休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、前後の週末を休養日とする。

②長期休業中

- ・学期中に準じた扱いを行う。

- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・学校閉鎖期間は、原則休養日とする。

③定期試験等への対応

- ・原則として、定着度診断テストの3日前から終了までの期間は、休養日とする。
- ・学力テストについては、1日前から終了までの期間を休養日とする。

(2) 活動時間等について

- ・授業日については、以下の通りとする。

| | 活動終了時刻（最大） | | 下校完了時刻（最大） | |
|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 4時間授業時 | 16:00 | 15:30 | 16:15 | 15:45 |
| 5時間授業時 | 17:00 | 16:30 | 17:15 | 16:45 |
| 6時間授業時 | 18:00 | 17:30 | 18:15 | 17:45 |

※S F日課の場合は、設定時間の30分前を活動終了・下校完了時刻とする。

- ・週末、祝祭日、長期休業中の活動時間は、顧問・部活動担当者の計画にて8時15分～17時00分の間で調整することとする。なお、生徒集合から解散まで、原則4時間以内の活動とする。

5 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、顧問及び部活動担当者は、生徒とのコミュニケーションを十分にとる。
- (3) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 気象庁「高温注意情報」及び気象警報、「旭川市における微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起の実施」に該当する日及び時間帯は、原則として活動を行わない。
- (5) 宿泊を伴う大会・コンクール等に参加する場合は、当該部活動に生徒が加入している保護者が引率補助として帯同し、生徒とともに同じ宿泊施設に宿泊し、生徒への指導・監督を担当する。